県内各市町村制度融資担当課へのお問い合わせ先

市町村名	担当課	電話番号	
奈良市	産業政策課	0742-34-4741	直通
大和高田市	商工振興課	0745-22-1101	
大和郡山市	地域振興課	0743-53-1608	直通
天理市	産業振興課	0743-63-1001	
橿原市	地域振興課	0744-21-1117	直通
桜井市	商工振興課	0744-48-3111	直通
五條市	産業振興課	0747-22-4001	
御所市	農林商工課	0745-62-3001	
生駒市	商工観光課	0743-74-1111	
香芝市	商工観光課	0745-44-3312	直通
葛城市	商工観光課	0745-44-5111	直通
宇陀市	商工産業課	0745-82-5874	直通
山辺郡山添村	地域振興課	0743-85-0048	直通
生駒郡平群町	観光産業課	0745-45-1017	直通
三郷町	ものづくり振興課	0745-43-7343	直通
斑鳩町	都市創生課	0745-74-1001	
安堵町	まちづくり推進課	0743-57-2037	直通
磯城郡川西町	総合政策課	0745-44-2213	直通
三宅町	産業振興課	0745-44-3071	直通
田原本町	地域産業推進課	0744-34-2080	直通
宇陀郡曽爾村	地域建設課	0745-94-2105	直通
御杖村	産業建設課	0745-95-2001	
高市郡高取町	まちづくり課	0744-52-3334	
明日香村	観光農林推進課	0744-54-2001	
北葛城郡上牧町	まちづくり推進課	0745-76-2503	直通
王寺町	地域交流課	0745-33-6668	直通
広陵町	産業総合支援課	0745-55-1001	
河合町	地域活性課	0745-57-0200	
吉野郡吉野町	産業観光課	0746-32-3081	
大淀町	建設産業課	0747-52-5501	
下市町	地域づくり推進課	0747-52-0001	
黒滝村	企画政策課	0747-62-2031	
天川村	地域政策課	0747-63-0321	
野迫川村	産業課	0747-37-2101	
十津川村	産業課	0746-62-0004	直通
下北山村	地域振興課	0746-86-0001	
上北山村	企画政策課	0746-82-0002	
川上村	くらし定住課	0746-52-0111	
東吉野村	地域振興課	0746-42-0441	

※令和５年３月時点

奈良県

奈良県の
中小企業者・小規模企業者の
ための

金融案内

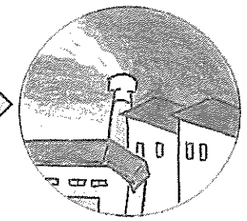

令和５年度 制度融資

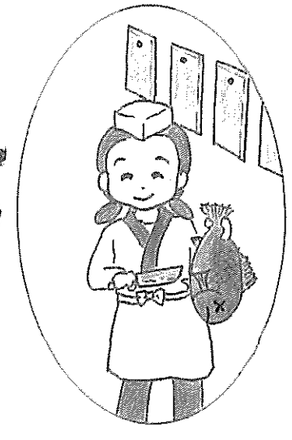

奈良県　産業・観光・雇用振興部　地域産業課

〒630-8501　奈良市登大路町 30 番地

TEL　0742-27-8807（直通）

奈良県　制度融資　検索

目　　次

制度融資とは	……	3
融資の対象となる方	……	3
融資の一般的な流れ	……	4
融資に関するお問い合わせ先	……	5･6
創業支援資金	……	7･8
奈良の飲食店･宿泊施設育成支援資金	……	9･10
チャレンジ応援資金	……	11･12
地域未来投資促進･研究開発支援･インバウンド対応	……	13･14
新エネルギー･働き方改革･事業承継	……	15･16
セーフティ系資金	……	17･18
一般事業資金	……	19･20
保証料率表（弾力化保証料率）	……	21
奈良県信用保証協会の信用保証制度等	……	22
県内各市町村制度融資担当課	……	裏表紙

目的別資金一覧表

資金種別	状態		目的	該当資金	
創業系資金	創業後1年未満の方（創業前～）		･新規性･独創性を備える優れた事業計画を有し、創業するとき	創業支援資金【認定枠】	P.7
			･県の南部･東部地域で創業するとき	創業支援資金【南部･東部枠】	P.7
			･女性、若者、シニアの方で創業するとき ･県外から県内へ移住して創業するとき	女性・若者・シニア・ＵＩＪターン創業支援資金	P.7
			･飲食店を創業するとき	創業支援資金【飲食店認定枠】	P.9
			･宿泊業を創業するとき	創業支援資金【宿泊施設認定枠】	P.9
	創業後5年未満の方（創業前～）		･創業に際して事業資金を必要とするとき	創業支援資金	P.7
			･勤務先を5年以内に離職した方又は60歳以上の方で創業するとき ･市町村の認定特定創業支援等事業による支援を受けた方で創業するとき	創業支援資金【離職者等起業促進支援】 【認定特定創業支援】	P.7
事業拡大系資金	現に事業を営んでいる方	事業拡大等に取り組む	･宿泊業に進出又は新たに宿泊施設を開業するとき	既存事業者による宿泊施設開業支援資金	P.9
			･宿泊施設を増改築するとき	宿泊施設増改築･設備整備支援資金	P.9
			･事業拡大･業種転換･経営多角化に取り組むとき	チャレンジ応援資金	P.11
			･小規模企業者で、事業拡大･業種転換･経営多角化に取り組むとき	チャレンジ応援資金【小規模企業枠】	P.11
			･新規性･独創性を備える優れた事業計画を有するとき	チャレンジ応援資金【認定枠】	P.11
			･地域経済牽引事業計画の承認を受けているとき	地域未来投資促進資金	P.13
			･優れた研究開発計画を有し、研究開発に取り組むとき	研究開発支援資金	P.13
			･外国人観光客の買物やサービス需要等を取り込むための環境整備を行うとき	インバウンド等対応資金	P.13
			･太陽光発電等の設備を導入するとき	新エネルギー等対策資金	P.15
			･働きやすい職場作りや従業員の処遇改善に取り組むとき	働き方改革推進企業等応援資金	P.15
事業承継資金		事業を引き継ぐ	･事業承継計画について知事の認定を受けているとき	事業承継支援資金【経営承継関連保証型】	P.15
			･奈良県事業承継･引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定したとき	事業承継支援資金【一般保証型】	P.15
			･小規模企業者で事業を譲り受けるとき	小規模企業者支援資金【事業承継枠】	P.19
セーフティ系資金		売上減少等を改善	･売上減少等により、資金繰りを改善するとき	経営環境変化･災害対策資金	P.17
			･「特定中小企業者」として、市町村長の認定を受けているとき	セーフティネット対策資金	P.17
			･「特例中小企業者」として、市町村長の認定を受けているとき	大規模経済危機等対策資金	P.17
			･新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた方で、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組むとき	新型コロナウイルス感染症対応資金【伴走支援型】	P.17
			･認定支援機関の支援を受け、事業の再生に取り組むとき	再生支援資金	P.17
一般事業資金		事業資金が必要	･事業資金が必要なとき	経営強化資金	P.19
			･小規模企業者で、事業資金が必要なとき	小規模企業者支援資金	P.19
			･地域産業事業者で、事業資金が必要なとき	地域産業振興資金	P.19
			･商工組合中央金庫の貸付対象となる団体等(中小企業等協同組合等)であるとき	組織強化育成資金	P.19

※上記は主な例示です。資金ごとの条件によっては、該当資金が利用できない場合もありますので、ご了承ください。

制度融資とは

制度融資とは、融資条件（利率・融資限度額など）を奈良県が定め、奈良県信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が利子と保証料の一部又は全部を負担し、金融機関と信用保証協会の協力を得ることにより、中小企業者の皆様が資金調達される際の負担軽減を図ることを目的としています。

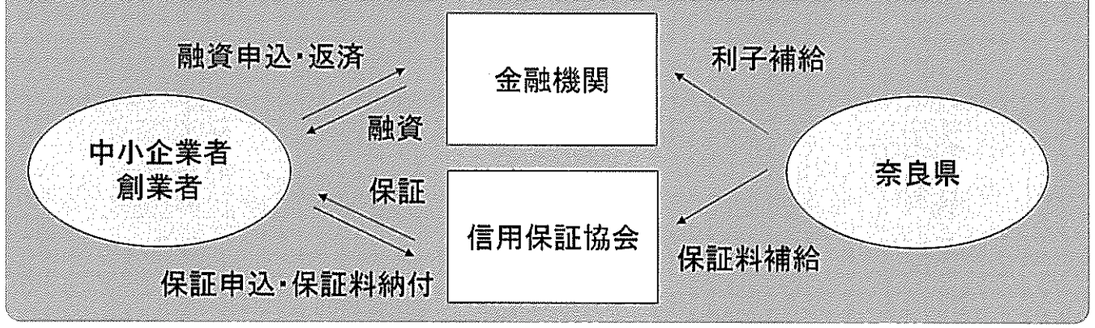

融資の対象となる方

○ 県内に事業所を有し、現に事業を営んでいる、県税に滞納のない中小企業者
○ これから県内で新たに事業を始めようとする、県税に滞納のない中小企業者
○ これから県内で新たに中小企業者として創業しようとする者
※ 資金使途は県内で行う事業に係るものとする

○中小企業者

■会社、個人事業者（資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしていること）

業種	資本金	従業員数	小規模企業者
製造業等(建設業・運輸業含む)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
医療法人等	-	300人以下	

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■特定非営利活動法人（NPO）

業種	従業員数	小規模企業者
製造業等(建設業・運輸業含む)	300人以下	20人以下
卸売業	100人以下	5人以下
小売業	50人以下	5人以下
サービス業	100人以下	5人以下

［特定非営利活動法人（NPO）の方がご利用できない資金］
・創業支援資金
・創業支援資金【認定枠】
・創業支援資金【南部・東部枠】
・創業支援資金【飲食店認定枠】
・創業支援資金【宿泊施設認定枠】
・女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金
・事業承継支援資金【経営承継関連保証型】
・再生支援資金
・小規模企業者支援資金
・小規模企業者支援資金【事業承継枠】

■組合
法律に基づいて設立された、事業協同組合、協業組合、商工組合等及びその連合会

融資の一般的な流れ

1 相　談

まずは制度融資の金融機関・信用保証協会・県地域産業課等でご相談ください。
金融機関や信用保証協会でご相談されると、より具体的な相談が可能です。

2 融資申し込み　※認定・確認等

金融機関で融資を、信用保証協会で保証を申し込みます。
融資申し込みに関する書類は金融機関所定です。県税事務所で取得できる県税に滞納がないことの証明書や決算書、税務申告書等を提出することが必要です。
同時に、金融機関を経由して、信用保証協会への保証申し込みも行うことになります。

3 審査

金融機関と信用保証協会の審査を受けます。
金融機関と信用保証協会が、経営状況や事業内容の審査を行います。
※融資の是非は金融機関と信用保証協会が決定します。県が審査の内容に関与することはありません。
担保及び保証人が必要となる場合があります。
法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

4 融資

審査に通り、融資が決定されると、融資が実行されます。
同時に、事業者は信用保証協会へ保証料を納付します。

5 返済

金融機関へ返済をします。
据置期間を設定した場合、据置期間中は利子のみの返済となります。

※認定・確認等

○融資・保証申し込みに、奈良県知事や市町村長等の認定等が必要な資金があります。
○認定書には有効期限が定められています。

知事認定要

○創業支援資金【認定枠】
○創業支援資金【南部・東部枠】
○女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金
○創業支援資金【飲食店認定枠】
○創業支援資金【宿泊施設認定枠】
○既存事業者による宿泊施設開業支援資金
○宿泊施設増改築・設備整備支援資金
○チャレンジ応援資金【認定枠】
○研究開発支援資金
○新エネルギー等対策資金
○働き方改革推進企業等応援資金
○事業承継支援資金【経営承継関連保証型】
○経営環境変化・災害対策資金

知事承認要

○地域未来投資促進資金

知事確認要

○創業支援資金
【離職者等起業促進支援】

市町村長認定要

○セーフティネット対策資金
○大規模経済危機等対策資金
○新型コロナウイルス感染症対応資金
【伴走支援型】

融資に関するお問い合わせ先

奈良県

地域産業課 0742-27-8807	○制度融資全般について ○知事認定等について 創業支援資金【離職者等起業促進支援】 創業支援資金【認定枠】 創業支援資金【南部・東部枠】 女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金 チャレンジ応援資金【認定枠】 研究開発支援資金 新エネルギー等対策資金 経営環境変化・災害対策資金
産業振興総合センター 創業・経営支援部	○知事認定等について
商業・サービス産業課 0742-31-9084	創業支援資金【飲食店認定枠】
経営支援課 0742-33-0817	事業承継支援資金【経営承継関連保証型】
企業立地推進課	○知事認定等について
宿泊施設誘致係 0742-27-8872	創業支援資金【宿泊施設認定枠】 既存事業者による宿泊施設開業支援資金 宿泊施設増改築・設備整備支援資金
企業誘致係 0742-27-8813	地域未来投資促進資金
雇用政策課 0742-27-8828	○知事認定等について 働き方改革推進企業等応援資金
奈良の木ブランド課 0742-27-7470	○知事認定等について 創業支援資金【認定枠】 チャレンジ応援資金【認定枠】 ※ともに奈良の木枠に関すること

奈良県信用保証協会

保証支援課	創業支援課	経営支援課
0742-33-0710 保証業務全般	0742-33-3520 創業支援	0742-33-0559 経営・再生支援

※令和5年4月時点

融資に関するお問い合わせ先

取扱金融機関（順不同）

○金融機関の店舗によっては融資受付を行っていない場合があります。融資申込に際して、取扱窓口は事前にご確認ください。

南都銀行	大和信用金庫
奈良中央信用金庫	奈良信用金庫
りそな銀行	京都銀行
紀陽銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行	中京銀行
三十三銀行	関西みらい銀行
大阪シティ信用金庫	新宮信用金庫
京都中央信用金庫	北伊勢上野信用金庫
三井住友銀行	近畿産業信用組合
商工中金奈良支店※	

※「組織強化育成資金」は商工中金のみ取扱対象。
「地域産業振興資金」は商工中金は取扱対象外。

関係団体

奈良商工会議所 0742-26-6222	奈良県商工会連合会 0742-22-4411	奈良県中小企業活性化協議会 0742-26-6251
大和高田商工会議所 0745-22-2201	奈良県中小企業団体中央会 0742-22-3200	(公財)奈良県地域産業振興センター 0742-36-8311
橿原商工会議所 0744-28-4400	奈良県部落解放企業連合会 0744-23-3535	奈良県よろず支援拠点 0742-81-3840
生駒商工会議所 0743-74-3515	なら人権情報センター 0744-33-8585	

創業支援資金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率	保証料率	備考
創業支援資金（責任共有制度対象外）	次の①～④のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から１か月以内に新たに事業を開始する、又は２か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後５年未満の方 ④事業を営んでいない個人による事業開始後５年未満の方で、新たに会社を設立した方（以下、「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後５年未満である場合における当該会社	設備 運転 運設	3,500万円	7年 （1年）	1.575%	0.8%	【離職者等起業促進支援】 知事確認申請先:地域産業課 確認年度中（３月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 （※）認定特定創業支援等事業とは･･･ 「産業競争力強化法」に基づき、市町村が民間の創業支援等事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会議所･商工会等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援を実施する事業で、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組です。 ※市町村別の計画の概要については、こちらをご覧ください。
離職者等起業促進支援 知事確認要	上記の①～④のいずれかに該当し、かつ、次のア、イのいずれかに該当するとして知事の確認を受けた方 ア 申請日前５年以内に勤務先を離職した方 （週20時間以上勤務かつ31日以上雇用されていた方） イ 申請日において60歳以上の方					0% 〈奈良県が全額負担〉	
認定特定創業支援等事業による支援を受けた方	上記の①～④のいずれかに該当し、かつ、認定特定創業支援等事業（右ページ（※））による支援を受けて創業するとして、市町村長の証明を受けた方						
認定枠 知事認定要	上記の①～④のいずれか（③は事業開始後又は会社設立後１年未満、④は事業開始後１年未満に限る）に該当し、かつ、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 【奈良の木枠】 上記の①～④のいずれか（③は事業開始後又は会社設立後1年未満、④は事業開始後１年未満に限る）に該当し、かつ、奈良の木を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※奈良県産材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方	設備 運転 運設	1,500万円		0% 〈奈良県が全額負担〉		知事認定申請先:地域産業課 【奈良の木枠】 知事認定申請先:奈良の木ブランド課 ※詳しくはこちらをご覧ください。 認定年度中（３月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可
南部・東部枠 知事認定要	上記の①～④のいずれか（③は事業開始後又は会社設立後１年未満、④は事業開始後１年未満に限る）に該当し、かつ、認定経営革新等支援機関の支援を受けて県南部地域・東部地域で創業するとして知事の認定を受けた方 【対象地域】 五條市、御所市、宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曽爾村、御杖村）、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）						知事認定申請先:地域産業課 認定年度中（３月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可
女性・若者・シニア・ＵＩＪターン創業支援資金（責任共有制度対象外） 知事認定要	次の（１）、（２）のいずれにも該当し、認定経営革新等支援機関の支援を受けて創業するとして知事の認定を受けた方 （１）次の①～④のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から１か月以内に新たに事業を開始する、又は２か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後１年未満の方 ④事業を営んでいない個人による事業開始後１年未満の方で、新たに会社を設立した方（以下、「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後１年未満である場合における当該会社 （２）次のア～エのいずれかに該当する方 ア 女性 イ 35歳未満の方 ウ 55歳以上の方 エ ＵＩＪターン該当者 （申請日前１年以内に新たに県外から県内に住所を定めた方）						知事認定申請先:地域産業課 認定年度中（３月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可

創業支援資金【認定枠】の申請について（【奈良の木枠】を除く）

- 事業計画は、認定経営革新等支援機関（P.12下段参照）の支援を受けて策定してください。
- 申請の前に、取扱金融機関へ事業計画の相談を行ってください。
- 申請の際は、取扱金融機関担当者から地域産業課へ事業内容（ビジネスモデルの新規性・独創性（P.12下段参照）等）の説明を行ってください。
  受付は、11月末日まで随時行います。
- 次の①～③のいずれかに該当する方は、県で実施する事業計画の審査を省略します。
  受付は、１月末日まで随時行います。
  ①やまと創業インキュベータ入居者（過去３年以内に入居を許可された方を含む。）
  ②奈良起業家創出促進事業（ビジコン奈良）入賞者
  ③奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科卒業者

創業支援資金【南部･東部枠】、女性・若者・シニア・ＵＩＪターン創業支援資金の申請について

- 事業計画は、認定経営革新等支援機関（P.12下段参照）の支援を受けて策定してください。

※申請書はこちらから
ダウンロードできます。

奈良の飲食店・宿泊施設育成支援資金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率	保証料率	備考
創業支援資金（責任共有制度対象外） 飲食店認定枠 知事認定要	飲食店を創業しようとする方で、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、その事業計画について知事の認定を受けた方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から１か月以内に事業を開始する、又は２か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後１年未満である方 ④事業を営んでいない個人による事業開始後１年未満の方で、新たに会社を設立した方（以下、「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後１年未満である当該会社	設備 運転 運設	1,500万円	7年 （1年）	0% 〈奈良県が全額負担〉		知事認定申請先： 産業振興総合センター 創業・経営支援部 商業・サービス産業課 認定年度中（３月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。
宿泊施設認定枠 知事認定要	宿泊施設を創業しようとする方で、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、その事業計画について知事の認定を受けた方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から１か月以内に事業を開始する、又は２か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後１年未満である方 ④事業を営んでいない個人による事業開始後１年未満の方で、新たに会社を設立した方（以下、「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後１年未満である当該会社		※【宿泊施設認定枠】については、運転資金のみの利用不可				知事認定申請先： 企業立地推進課 宿泊施設誘致係 認定年度中（３月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。
既存事業者による宿泊施設開業支援資金 知事認定要	宿泊施設を開業しようとする方で、次の（１）、（２）のいずれかに該当し、かつ、その事業計画について知事の認定を受けた方 （１）宿泊業に進出しようとする方で、次の①、②のいずれかに該当する方 ①現在行っている事業を廃業し、宿泊業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 ②現在行っている事業を継続しながら、宿泊業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方 （２）既存宿泊施設事業者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする方	設備 運設 運転	※既存事業者による宿泊施設開業支援資金については、運転資金のみの利用不可 2億8,000万円	20年 （1年） 10年 （1年）	1.75% ※令和６年３月31日までに融資実行を受けた方に、県が融資実行日から５年間２％（融資利率が２％未満の場合はその率）を上限とした利子補助を行う	0%～0.9% ※P.21保証料率表区分（B）参照 〈CRD6～9は0%〉	
宿泊施設増改築・設備整備支援資金 知事認定要	宿泊施設の増築・改築又は設備の設置を行おうとする既存宿泊施設事業者で、かつ、その事業計画について知事の認定を受けた方	設備		20年 （1年）			

令和5年度

チャレンジ応援資金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率	保証料率	備考
チャレンジ応援資金	次の①～③のいずれかに該当する、設備投資を伴う事業資金を必要とする方 ①事業所又は設備の新増設等、事業を拡大しようとする方 ②現在行っている事業を廃業し、異なる業種（右ページ（※））の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 ③現在行っている事業を継続しながら、異なる業種（右ページ（※））の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方	設備 運設	2億8,000万円 ※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下	15年（1年）	金融機関所定	0%～1.2% ※P.21保証料率表区分（A）参照 〈CRD8,9は0%〉	（※）「異なる業種」の判断は、日本標準産業分類（3桁分類）によります。 ※詳しくはこちらをご覧ください。
		運転	※運転資金のみの利用不可	10年（1年）			
小規模企業枠［所定枠］［固定枠］	上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、小規模企業者に該当する方	設備 運設	5,000万円 ※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下	15年（1年）	［所定枠］金融機関所定 ［固定枠］1.7%	0% 〈奈良県が全額負担〉	信用保証協会の保証付融資からの借換可 （ただし、借換金額は新規融資の1/3以下）
		運転	※運転資金のみの利用不可	10年（1年）			
認定枠 知事認定要	上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 【奈良の木枠】 上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、奈良の木を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※奈良県産材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方	設備 運設	5,000万円 ※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下	15年（1年）	0% 〈奈良県が全額負担〉		知事認定申請先：地域産業課 【奈良の木枠】 知事認定申請先：奈良の木ブランド課 ※詳しくはこちらをご覧ください。 認定年度中（3月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可
		運転	※運転資金のみの利用不可	10年（1年）			

チャレンジ応援資金【認定枠】の申請について（【奈良の木枠】を除く）

・事業計画は、認定経営革新等支援機関（右ページ参照）の支援を受けて策定してください。
・申請の前に、取扱金融機関へ事業計画の相談を行ってください。
・申請の際は、事前相談期間中に取扱金融機関担当者から地域産業課へ事業内容（ビジネスモデルの新規性・独創性（右ページ参照）等）の説明を行ってください。
　※事前相談期間は、地域産業課ホームページに掲載
・次の①～③のいずれかに該当する方は、県で実施する事業計画の審査を省略します。
　受付は、1月末日まで随時行います。
　①「中小企業等経営強化法」の経営革新計画の承認を受けた方
　②やまと創業インキュベータ入居者（過去3年以内に入居を許可された方を含む。）
　③奈良起業家創出促進事業（ビジコン奈良）入賞者

※事前相談期間及び申請書はこちらをご覧ください。

認定経営革新等支援機関とは･･･

中小企業者を支援する高い専門性を有する者として、「中小企業等経営強化法」に基づき、国の認定を受けた機関です。県では、取扱金融機関の本支店、商工会、中小企業診断士等の機関が指定されています。

※詳しくはこちらをご覧ください。

「ビジネスモデルの新規性・独創性」のポイント

①商品、サービスの新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。
②商品、サービスの提供方法の新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。
③商品、サービスの生産、開発に独自の技術、ノウハウ、強みがあるか。

※既存他社と比較し、かつ全国的に広く一般的にみて新規性・独創性があるか。
　設備の新規性・独創性ではなく、設備導入に加えた事業者独自のアイデアや工夫があるか。

地域未来投資促進・研究開発支援・インバウンド対応

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率	保証料率	備考
地域未来投資促進資金 知事承認要	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、地域経済牽引事業計画について知事（地域経済牽引事業を地方公共団体と共同して行うときは、主務大臣）の承認を受けた方で、その承認に係る当該事業計画に従って事業を行う方	設備 運設 運転	2億8,000万円 （別枠保証）	15年（1年） 7年（1年）	金融機関所定	0% 〈奈良県が全額負担〉	知事承認申請先： 企業立地推進課　企業誘致係 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。
研究開発支援資金 知事認定要	優れた研究開発計画を有するとして知事の認定を受けた方	設備 運転 運設	5,000万円	15年（5年）	0% 〈奈良県が全額負担〉		知事認定申請先：地域産業課 認定年度中（3月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可
インバウンド等対応資金	小売業又はサービス業（飲食業、旅館業等）を営む方のうち、外国人観光客の買物やサービス需要等を取り込むための環境整備に取り組む方 （設備資金）次の①～⑧の整備に該当するもの ①免税対応機器 ②外国語標記による案内標識 ③外国語案内ツール（外国語ホームページ、アプリ等） ④外国向けEC市場販路開拓に係る設備 ⑤クレジットカード対応機器等キャッシュレス対応機器 ⑥Wi-Fi設備 ⑦洋式トイレ化 ⑧店舗改装 （運転資金）次の①～③に該当するもの ①従業員に対する語学研修に必要な経費 ②新たに従業員を雇用するのに要する経費 ③設備導入に伴い必要となる経費	設備 運設 運転	5,000万円 ※運転資金のみの利用不可	15年（1年） 10年（1年）	金融機関所定	0% 〈奈良県が全額負担〉	借換不可

研究開発支援資金の申請について

・研究開発計画は、認定経営革新等支援機関（P.12下段参照）の支援を受けて策定してください。
・申請の前に、取扱金融機関へ研究開発計画の相談を行ってください。
・申請の際は、取扱金融機関担当者が地域産業課へ必ず事前相談を行ってください。
　受付は、1月末日まで随時行います。

対象となる研究開発計画について

研究開発計画について総合的に審査（審査項目は右ページ参照）し、優れた研究開発計画を有するとして知事の認定を受けた方。
※次の①、②のいずれかに該当する方は、県で実施する研究開発計画の審査を省略します。
①「奈良県産業振興総合センター第二期中期研究開発方針」の「第3　研究開発の取組」（右ページ参照）に関連し、かつ、開発する技術又は製品が新規性、高い技術レベル及び実現可能性を備えた計画を有するとして、奈良県産業振興総合センター所長の確認を受けた方
②旧中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた方

※既に実用化されている技術の単なる利用や基礎学問の研究にとどまるものは含みません。

※詳しくはこちらをご覧ください。

研究開発計画の審査項目について

（1）研究開発の意義
（2）研究開発の実現可能性
（3）市場性・成長性
（4）収益性
（5）継続性
（6）地域への貢献性

「奈良県産業振興総合センター第二期中期研究開発方針」の「第3　研究開発の取組」について

（1）ITを活用したものづくり分野
（2）地域資源を活用した食品製造分野
（3）機能性を有した材料開発分野
（4）環境に配慮した材料開発分野
（5）高度な加工技術を利用したものづくり分野
（6）生活関連製品の製造分野

※詳しくは、産業振興総合センター 生活・産業技術研究部 研究支援室（0742-33-0863）へお問い合わせください。

新エネルギー・働き方改革・事業承継

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率	保証料率	備考
新エネルギー等対策資金 知事認定要	次の①～④のいずれかの設備等を導入するとして、知事の認定を受けた方 ①再生可能エネルギーを活用する設備等 ②省エネルギーに資する設備等 ③革新的なエネルギーの高度利用技術を活用する設備等 ④その他、エネルギーの高度・効率的な利用に資する設備等	設備	2億8,000万円	15年 （1年）	金融機関所定	0%～0.96% ※P.21保証料率表 区分（C）参照 〈CRD８，９は0%〉	知事認定申請先：地域産業課 認定年度中（３月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可 ※申請書はこちらからダウンロードできます。
働き方改革推進企業等応援資金 融資対象（３）は知事認定要	次の（１）～（３）のいずれかに該当する方 （１）次の①～⑥のいずれかに該当する方 ①「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録を受けた方 ②「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認証を受けた方 ③「なら女性活躍推進倶楽部会員」の登録を受けた方 ④「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定（くるみん認定）を受けた方 ⑤「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定（えるぼし認定）を受けた方 ⑥「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定（ユースエール認定）を受けた方 （２）所得拡大促進税制の適用を受けた方 （３）職場環境及び福利厚生の充実を図る施設・設備の整備を行う方であって、知事の認定を受けた方	設備 運転 運設	5,000万円 ※融資対象（３）は運転資金のみの利用不可	7年 （1年）			融資対象（３）の知事認定申請先：雇用政策課 認定年度中（３月末日まで）に融資実行を受けてください。 借換不可 ※申請書はこちらからダウンロードできます。
事業承継支援資金（経営承継関連保証型） ［所定枠］ ［固定枠］ 知事認定要	事業を譲り受け、又は譲り受けようとする方で、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく知事の認定を受けた方	設備 運転 運設	1億円 （【経営承継関連保証】は別枠保証）	10年 （1年）	［所定枠］ 金融機関所定 ［固定枠］ 1.575%	0% 〈奈良県が全額負担〉	知事認定申請先： 産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課 ※【一般保証型】との併用は不可 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。
事業承継支援資金（一般保証型） ［所定枠］ ［固定枠］	奈良県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関（P.12下段参照）の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき譲り受け、又は譲り受けようとする方						※【経営承継関連保証型】との併用は不可 借換不可

セーフティ系資金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率	保証料率	備考
経営環境変化・災害対策資金 ［所定枠］ ［固定枠］ 融資対象(1)は知事認定要	(1)次の①～④のいずれかに該当するとして知事の認定を受けた方 ①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する方 ②災害により被害を受けた方 ③関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する方 ④地域振興対策として経営の合理化･近代化を図る方 (2)最近３か月の月平均売上高又は売上総利益もしくは営業利益が前年同期比５％以上減少している方 (3)知事が定める社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている方	設備 運転 運設	5,000万円 ※ただし、(1)③と(2)は運転資金のみ	7年 (1年)	［所定枠］ 金融機関所定 ［固定枠］ 5年以内 1.7% 5年超 1.75%	0.45%～1.56% ※P.21保証料率表区分(D)参照	融資対象(1)の知事認定申請先:地域産業課 認定年度中（３月末日まで）に融資実行を受けてください。 信用保証協会の保証付融資（県制度融資を含む場合に限る。）からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。
セーフティネット対策資金 ［所定枠］ ［固定枠］ （責任共有制度対象外） 市町村長認定要	「中小企業信用保険法」に規定する「特定中小企業者」のうち、次の１号～８号のいずれかに該当するとして市町村長の認定を受けた方 1号 連鎖倒産の防止 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号 突発的災害（事故等） 4号 突発的災害（自然災害等） 5号 業況の悪化している業種（全国的） 6号 取引金融機関の破綻 7号 取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 8号 取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡 ※「特定中小企業者」について詳しくはこちらをご覧ください。	運転	5,000万円 （別枠保証）	7年 (1年)	［所定枠］ 金融機関所定 ［固定枠］ 5年以内 1.7% 5年超 1.75%	(1,2,3,4,6号) 0.7% (5,7,8号) 0.63%	5号、7号、8号は責任共有制度対象 認定申請先:事業所の所在する市町村 ※認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。 信用保証協会の保証付融資（県制度融資を含む場合に限る。）からの借換可 ※申請書はこちらからダウンロードできます。
大規模経済危機等対策資金 ［所定枠］ ［固定枠］ （責任共有制度対象外） 市町村長認定要	「中小企業信用保険法」に規定する「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた方 ※「特例中小企業者」について詳しくはこちらをご覧ください。			10年 (2年)	［所定枠］ 金融機関所定 ［固定枠］ 1.675%	0.6%	認定申請先:事業所の所在する市町村 ※認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。 信用保証協会の保証付融資からの借換可 ※申請書はこちらからダウンロードできます。
新型コロナウイルス感染症対応資金 （伴走支援型） 市町村長認定要	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことで次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画を策定した方 (1)セーフティネット保証４号の認定を市町村長より受けている方 (2)セーフティネット保証５号の認定を市町村長より受けている方 (3)次の①又は②i～viに該当する方 ①最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５％以上減少している方 ②ⅰ最近１か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して５％以上減少している方 ⅱ最近１か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して５％以上減少している方 ⅲ直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して５％以上減少している方 ⅳ最近１か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して５％以上減少している方 ⅴ最近１か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して５％以上減少している方 ⅵ直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して５％以上減少している方 ※令和６年３月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものに限る。	設備 運転 運設	1億円 ((1),(2)は別枠保証)	10年 (5年)	1.2%	融資対象(1),(2) 0.2% 融資対象(3) 0.2～1.15% ※P.21保証料率表区分(E)参照	融資対象(2)及び(3)は責任共有制度対象 認定申請先:事業所の所在する市町村 ※認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。 信用保証協会の保証付融資からの借換可 ※申請書はこちらからダウンロードできます。
再生支援資金	「産業競争力強化法」に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備 運転 運設	5,000万円 （別枠保証）	15年 (1年)	1.75%	0.6%	信用保証協会の保証付融資からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。

一般事業資金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（うち据え置き）	融資利率	保証料率	備考
経営強化資金 ［所定枠］ ［固定枠］	事業資金を必要とする方	設備 運転 運設	5,000万円	10年 （1年）	［所定枠］ 金融機関所定 ［固定枠］ 1.775%	0.45%～1.56% ※P.21保証料率表 区分（D）参照	信用保証協会の保証付融資（県制度融資を含む場合に限る。）からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。
創業支援資金利用者	過去に県制度融資の「創業支援資金（各種認定枠等を含む。）」を利用した方で、創業後5年未満の方					0.45%～0.8% ※P.21保証料率表区分（D）参照 ただし、CRD区分1～6に該当する方の保証料率は一律0.8%	
小規模企業者支援資金 （責任共有制度対象外） ［所定枠］ ［固定枠］	小規模企業者で事業資金を必要とする方	設備 運転 運設	2,000万円 ※融資限度額は、既保証債務残高との合計で2,000万円の範囲		［所定枠］ 金融機関所定 ［固定枠］ 1.575%	0.23%～1.59% ※P.21保証料率表 区分（F）参照	借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。
事業承継枠 ［所定枠］ ［固定枠］	小規模企業者のうち、取扱金融機関、商工会議所又は商工会の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業を譲り受け、又は譲り受けようとする方					0.18%～1.29% ※P.21保証料率表 区分（G）参照	信用保証協会の保証付融資（県制度融資を含む場合に限る。）からの借換可 ※商工組合中央金庫は取扱対象外 ※詳しくはこちらをご覧ください。
地域産業振興資金 ［所定枠］ ［固定枠］	地域産業事業者で事業資金を必要とする方	設備 運転 運設	5,000万円				
組織強化育成資金	中小企業等協同組合、商工組合、その他組合で商工中金の貸付対象となる団体並びに組合員の方	設備	組合　：1億円 組合員：8,000万円	10年 （1年）	1.775%	－	取扱金融機関： 商工組合中央金庫のみ 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。
		運転	組合　：1億円 組合員：7,000万円	7年 （1年）			

保証料率表（弾力化保証料率）

区分(A)

CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
引き下げ率(%)	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.45
利用者保証料率(%)	1.2	1.05	0.85	0.65	0.45	0.3	0.1	0	0

【該当資金】　○チャレンジ応援資金

区分(B)

CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
引き下げ率(%)	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.45
利用者保証料率(%)	0.9	0.75	0.55	0.35	0.15	0	0	0	0

【該当資金】　○既存事業者による宿泊施設開業支援資金　○宿泊施設増改築・設備整備支援資金

区分(C)

CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
引き下げ率(%)	△ 0.94	△ 0.89	△ 0.85	△ 0.81	△ 0.77	△ 0.72	△ 0.68	△ 0.6	△ 0.45
利用者保証料率(%)	0.96	0.86	0.7	0.54	0.38	0.28	0.12	0	0

【該当資金】　○新エネルギー等対策資金

区分(D)

CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
引き下げ率(%)	△ 0.34	△ 0.29	△ 0.25	△ 0.21	△ 0.17	△ 0.12	△ 0.08	△ 0.04	0
利用者保証料率(%)	1.56	1.46	1.3	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45

【該当資金】　○経営強化資金　○経営環境変化・災害対策資金

区分(E)

CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
引き下げ率(%)	△ 0.75	△ 0.75	△ 0.7	△ 0.65	△ 0.55	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.25
利用者保証料率(%)	1.15	1	0.85	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2

【該当資金】　○新型コロナウイルス感染症対応資金【伴走支援型】

区分(F)

CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
全国小口保証料率(%)	2.2	2	1.8	1.6	1.35	1.1	0.9	0.7	0.5
引き下げ率(%)	△ 0.61	△ 0.56	△ 0.52	△ 0.48	△ 0.44	△ 0.39	△ 0.35	△ 0.31	△ 0.27
利用者保証料率(%)	1.59	1.44	1.28	1.12	0.91	0.71	0.55	0.39	0.23

【該当資金】　○小規模企業者支援資金

区分(G)

CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
引き下げ率(%)	△ 0.61	△ 0.56	△ 0.52	△ 0.48	△ 0.44	△ 0.39	△ 0.35	△ 0.31	△ 0.27
利用者保証料率(%)	1.29	1.19	1.03	0.87	0.71	0.61	0.45	0.29	0.18

【該当資金】　○地域産業振興資金

※CRDとは、中小企業リスク情報データベースの通称です。CRDにより財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を評価し、一定の要素を加味したうえで、保証料率が決定されます。（詳しくは、信用保証協会にご確認ください。）
また、上記資金以外の保証料率は一定の率となります。

奈良県信用保証協会の信用保証制度

奈良県の制度融資以外にも、信用保証協会の保証制度を利用して、各金融機関で融資を受けることができます。
詳しくは、下記の信用保証協会本支店又は各金融機関にお問い合わせください。

本　　店　奈良市法蓮町163-2　　電話 0742-33-0710
ホームページ　https://www.nara-cgc.or.jp

制度名	保証概要	保証限度額	保証期間	保証料率
一般保証	経営の維持・発展のための事業資金について行う保証	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	下記保証料率一覧表「基本料率（責任共有対象）」参照
創業関連保証	新たな事業を創業するための資金について行う保証	3,500万円	10年以内	年1%
夏季特別保証 年末特別保証	夏季及び年末の資金需要に対し、事業資金の円滑な供給を図る保証	1,500万円	5年以内	年0.35%～年1.8%
夏季特別保証一括 年末特別保証一括		1,000万円	1年以内	
無担保パワフル保証	信用保証協会の定めた審査の基準に該当する法人に対する無担保の保証	2億8,000万円	10年以内	年0.45%～1.35%
短期継続保証	継続した短期資金を供給する保証	2億8,000万円	2年以内	年0.35%～年1.8%
タイムリー保証	経営の維持・発展のためのスピーディーな資金繰りの安定に寄与する保証	6,000万円	10年以内	年0.4%～年1.71%

※上記保証制度以外にも、ご利用目的に合わせて各種の制度があります。

【信用保証料について】

従来は一律であった保証料率を、平成18年度より一部の保証制度を除き、事業者の皆様の経営状況を踏まえた料率に変更しています。なお、保証料率の表示については、融資金額に対する料率を記載しています。

【保証料率一覧表】　（%）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基本料率（責任共有対象）	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
基本料率（責任共有対象外）	2.2	2	1.8	1.6	1.35	1.1	0.9	0.7	0.5

※決算書類(貸借対照表・損益計算書)を作成していない事業者については、区分⑤を適用します。

※会計参与を設置したことを確認できる会社については0.1%の割引を行います（一部の制度を除く）。

政府系金融機関の融資制度

政府系金融機関には、信用保証協会の保証を条件としない融資制度等、中小企業者を対象とした各種融資制度があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

日本政策金融公庫	奈良支店（国民生活事業）	奈良市大宮町7-1-33	電話 0570-069483
日本政策金融公庫	奈良支店（中小企業事業）	奈良市大宮町7-1-33	電話 0742-35-9910
商工組合中央金庫	奈良支店	奈良市大宮町4-281-1	電話 0742-30-1051